

平成29年3月31日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

「豊川市いじめ防止基本方針」を策定しました

1 「豊川市いじめ防止基本方針」策定の理由

平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行され、文部科学省がいじめの防止等のための基本的な方針を示しました。法の趣旨をふまえ、国の基本方針を参考に、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成29年3月、「豊川市いじめ防止基本方針」の策定を行いました。

2 「豊川市いじめ防止基本方針」の内容

いじめは、家庭・地域社会・学校・関係機関が連携して取り組むべき問題であり、家庭・地域社会・学校で子どもたちを見守っていくことが大切です。

「豊川市いじめ防止基本方針」は、いじめの防止等に関する基本的な考え方、いじめ防止等のための具体的な対策と取り組み、いじめが発生した場合の調査に関しての手順や留意事項等について、網羅された内容となっています。

概要版とあわせて、ご覧ください。

3 配布物

「豊川市いじめ防止基本方針概要版」

「豊川市いじめ防止基本方針」

【豊川市問合せ先】

豊川市教育委員会 学校教育課 仲田

TEL: 0533-88-8033

Eメール: [gakokyoiku@city.toyokawa.lg.jp](mailto:gakokyoiku@city.toyokawa.lg.jp)

## 豊川市いじめ防止基本方針の概要

いじめ防止対策推進法に基づき「豊川市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの実態把握とその解決、そして未然防止に向けた取り組みを行う。

### 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

- 1 いじめの定義（P1）
- 2 いじめ防止等に関する基本理念（P1）

「いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である」「いじめはどこでも、どの子にも起こりうる」、そして、「家庭・地域社会・学校・関係機関が連携して取り組むべき問題」という認識をすべての子どもと大人がもち、いじめ防止等の対策に取り組む。

#### 3 いじめの理解（P1～2）

- ・いじめについて理解を深め、いじめ防止等に生かす。

#### 4 (1) いじめの未然防止（P2）

- ・全ての児童生徒が対象。
- ・関係者が一体となった取り組み。
- ・子どもたちの主体的ないじめ防止活動の推進。

#### 4 (2) 家庭の役割（P2）

- ・保護者は子どもの教育に責任を持つ。
- ・あたたかい家庭関係を築く。

#### 4 (3) 地域の役割と連携（P2）

- ・地域社会で子どもを育てる。
- ・学校・家庭・地域の連携。

#### 4 (4) いじめの早期発見（P3）

- ・児童生徒のささいな兆候をとらえる。
- ・積極的ないじめ認知。

#### 4 (5) いじめへの対処（P3）

- ・速やかに、組織的な対応をする。

#### 4 (6) 関係機関との連携（P3）

- ・平素から警察・児相等関係機関と連携し、事案の早期解決に努める。

## 第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 豊川市が実施すべき施策（P3）

- ・豊川市いじめ防止基本方針の策定。総合教育会議における協議・調整。
- ・関係機関との連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」の設置。

### 2 教育委員会が実施すべき施策（P4、5）

- ・教育委員会の附属機関として、重大事態の調査等にあたるため、「いじめ問題専門委員会」を設置。
- ・いじめ防止のための取り組みの啓発・推進。相談体制の整備。いじめ調査等を行う。
- ・深刻ないじめへの対応などを行う。

### 3 学校が実施すべき取り組み（P5~8）

- ・学校いじめ防止基本方針の策定し、「いじめ防止対策委員会」を設置。
- ・校内研修や、未然防止・早期発見・いじめへの対処など、具体的な取り組み。
- ・家庭や地域、関係機関との連携。

### 4 重大事態への対処（P8~11）

- ・重大事態の意味
- ・重大事態の報告 学校から教育委員会、教育委員会から市長。
- ・調査の主体 学校の場合「いじめ対策委員会」が調査、教育委員会の場合「いじめ問題専門委員会」が調査。
- ・調査結果の提供及び報告 いじめを受けた児童生徒及びその保護者に情報提供、学校は教育委員会に報告、教育委員会は市長に報告。
- ・調査結果の再調査 市長は再調査を行うことができる。また、再調査の結果を市議会に報告する。

## 第3 施行日等（P11）

- ・平成29年4月1日

豊川市 重大事態フロー図（P12）

豊川市 いじめ防止基本方針フロー図（P13）



# 豊川市いじめ防止基本方針

平成29年3月  
豊川市

## 目次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向	1
1 いじめの定義	1
2 いじめ防止等に関する基本理念	1
3 いじめの理解	1
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの未然防止	2
(2) 家庭の役割	2
(3) 地域の役割と連携	2
(4) いじめの早期発見	3
(5) いじめへの対処	3
(6) 関係機関との連携	3
第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	3
1 いじめ防止等のために豊川市が実施すべき施策	3
(1) 豊川市総合教育会議におけるいじめ防止等のための対策等の協議・調整	3
(2) 豊川市いじめ問題対策連絡協議会の設置	3
2 いじめ防止等のために教育委員会が実施すべき施策	4
(1) 豊川市いじめ問題専門委員会の設置	4
(2) いじめ防止のための取り組み	4
(3) いじめに対する対応	5
3 いじめ防止等のために学校が実施すべき取り組み	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	5
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	6
(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取り組みの具体化	6
4 重大事態への対処	8
(1) 重大事態の発生と調査	8
(2) 調査結果の提供及び報告	11
(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	11
第3 施行日等	11
豊川市重大事態フロー図	12
豊川市いじめ防止基本方針フロー図	13

## はじめに

いじめ問題が背景となったと考えられる、児童生徒が自らの命を絶つといった痛ましい事件が相次いで発生しています。いじめの問題は、児童生徒の心身の発達に深刻な影響を及ぼすだけでなく、生命に関わる事態になることもあります。また、その時だけでなく、その後の人生にも関わることは十分考えられます。

いじめは、どの児童生徒にも起こりうるものだという認識の上にとって、「いじめを見逃さない社会づくり」を基本姿勢にすべきです。そして、一部の大人や組織のみで解決しようとしたりせず、日頃から家庭や地域、学校が連携を密にし、いじめ問題の解決を図る必要があります。子どもたちが安心して楽しく学び、健やかに成長していく社会づくりは、家庭や地域、学校、教育委員会をはじめとする社会全体の責務です。

そこで、豊川市では、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号、※以下「法」という）に基づき「豊川市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの実態把握とその解決、そして未然防止に向けた取り組みを行います。

## 第 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

### 1 いじめの定義

法では、「いじめ」を次のように定義しています。

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめ防止等に関する基本理念

- 「いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である」という認識を、すべての子どもと大人がもち、いじめ防止等の対策に取り組みます。
- 「いじめはどこでも、どの子どもにも起こりうる」という認識を、すべての子どもと大人がもち、いじめ防止等の対策に取り組みます。
- いじめは、家庭・地域社会・学校・関係機関が連携して取り組むべき問題であると認識し、いじめ防止等の対策に取り組みます。

### 3 いじめの理解

いじめについての理解を深め、いじめ防止等に生かします。

- いじめは目に見えないところで起こることがあるので、家庭や地域、学校など、多くの大人の目や支えが必要です。
- いじめを受けた児童生徒にも原因や問題があるといった、いじめ行為を正当化する間違った認識をせず、いじめを受けた側に立った対応が大切です。
- いじめが解決したと見られる場合でも、陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認

識して見守ることが必要です。

- いじめを許さないという強い気持ちをもつことはもちろん、いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない行為です。児童生徒自身がいじめをより深く理解できるよう、あらゆる場面で啓発や学習をしていく必要があります。

#### 具体的ないじめの様態

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※「いじめ」に当るか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめを、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努めることが必要である。

(『いじめ防止等のための基本的な方針』P5より)

## 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの未然防止

「いじめはどこでも、どの子どもにも起こりうる」ことを踏まえ、根本的ないじめ問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の取り組みが重要です。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みを行います。社会全体で、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進します。

### (2) 家庭の役割

保護者は、子どもの教育に責任を持つことを改めて認識し、自分の子どもがいじめを行うことがないように指導します。また、日頃からあたたかい家庭関係を築き、子どもの小さな変化を見逃さないようにします。そして、地域社会の一員として学校・関係機関等と連携し、いじめ防止等に努めます。もし子どもがいじめを受けた場合、いじめから保護します。また、いじめやその疑いがある場合は、速やかに学校や関係機関と連絡・相談をします。

### (3) 地域の役割と連携

地域社会で子どもを育てていく社会づくりを推進します。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭や地域とがいじめの問題について連携した対策を推進します。もしいじめを発見した場合や、その疑いがある場合は、速やかに学校や関係機関等に連絡・相談をします。

#### (4) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。しかし、いじめは、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われたり、目の届きにくい時間や場所で発生したりしており、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める必要があります。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。

#### (5) いじめへの対処

いじめを発見したとき、いじめを受けた児童生徒の安全をまず確保します。いじめたとされる児童生徒に対しては、事情を確認した上で個別の指導を徹底します。双方の家庭にいじめの実態や経緯と指導内容等について連絡し、協力を求める等、速やかに組織的に対応します。

#### (6) 関係機関との連携

いじめ問題の背景に複雑な要因が絡むケースもあるので、学校や教育委員会は平素から関係機関との連携を密にします。学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と連携し、事案の早期解決に努めます。

## 第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめ防止等のために豊川市が実施すべき施策

市は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、法に基づき豊川市いじめ防止基本方針を策定します。

#### (1) 豊川市総合教育会議におけるいじめ防止等のための対策等の協議・調整

市は、総合教育会議において、豊川市がいじめ防止等のための対策や、緊急の場合に講ずべき措置について、教育委員会と協議・調整を行います。

#### (2) 豊川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項の規定に基づき、関係機関との連携強化を図るため、学校、教育委員会、東三河児童・障害者相談センター、名古屋法務局豊橋支局、豊橋人権擁護委員協議会豊川地区委員会、愛知県豊川警察署、子ども健康部、福祉部、市民部、ゆずりは臨床心理士、豊川市少年愛護センターにより構成される、「豊川市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を条例により設置します。

#### 第14条第1項

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。



## 2 いじめ防止等のために教育委員会が実施すべき施策

### (1) 豊川市いじめ問題専門委員会の設置

豊川市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、法第14条第3項の規定に基づき、附属機関として、「豊川市いじめ問題専門委員会」を条例により設置します。

この専門委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保します。

#### 第14条第3項

教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめ防止のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

### (2) いじめ防止のための取り組み

豊川市教育振興基本計画等をふまえ、いじめ防止等に関わる取り組みを推進します。

#### ① 道徳教育・人権教育等の充実

児童生徒は豊かな人権感覚を身につけ、道徳心を培うことで、他者の痛みを理解し、児童生徒の間でよりよいコミュニケーションが図られます。これらのことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動を啓発・推進します。

#### ② 教員研修の充実

いじめに関わる研修は勿論、児童生徒理解、授業力向上など、児童生徒が充実した学校生活を過ごすことができるよう、教員の力量向上を図る様々な研修の機会を設けます。

#### ③ インターネットを通じて行われるいじめ対策

情報モラル教育の充実と啓発活動を行います。PTA連絡協議会と連携し、家庭での携帯電話、スマートフォン等の適切な使用について働きかけを行います。

#### ④ 啓発活動

あらゆる機会をとらえ、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制などについて、啓発活動を行います。

#### ⑤ 小中学校間の連携の推進

小中学校間の連携を推進し、児童生徒の情報共有を図ります。小中連携シートの活用や、生徒指導主任会での情報交換など、接続する学校間での連絡を密に取ることができるような体制作りを行います。また、中学校区内の小中学校間、中学校間の連携を図ることのできる体制作りを行います。

#### ⑥ 学校評価等の改善

学校評価や教員評価においては、いじめの有無や認知件数だけでなく、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な組織的対応等を評価するよう、学校に対して必要な指導、助言をします。

### (3) いじめに対する対応

#### ① 相談体制の整備や人材確保による学校への支援

心理教育相談「ゆずりは」での相談活動、「ゆずりは」臨床心理士による巡回相談、スクールカウンセラーの配置、いじめ相談窓口の設置など、相談体制の整備を図ります。また、臨床心理士等による研修会の充実を図るとともに、各校へのスクールカウンセラーの派遣、必要に応じて指導主事の派遣を行い、学校内だけで問題を抱えることがないように支援します。

#### ② 学校の取り組み状況の調査と分析

各校から報告される「いじめ認知報告書」等の結果を踏まえ、各校に対して適切な指導や支援を行います。また、結果の分析や検証を行い、その成果を還元します。

#### ③ 関係機関との連携

豊川警察署、東三河児童・障害者相談センター、医療機関、豊川市少年愛護センター、子育て支援課、福祉課などの関係機関と日頃から情報の共有を行い、いじめ防止に向けた方策等の意見交換を行います。また、子ども人権110番など、様々な相談機関と連携を図ります。

#### ④ 深刻ないじめへの対応

学校における深刻ないじめが、指導によっても改善することが困難な場合は、やむを得ない措置として、加害児童生徒に対して「出席停止」を含む措置を講じる場合もあります。

また、いじめを受けた児童生徒の安全確保のために、必要に応じて就学指定校の変更や区域外就学を認める措置を講じる場合もあります。

## 3 いじめ防止等のために学校が実施すべき取り組み

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、学校の実情に応じ、いじめ防止等のための対策に関する基本方針を定めます。

#### 第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本方針を定めるものとする。

その際、以下における観点が重要であることに留意し、定めます。

#### ① 教職員は感性を磨く

教職員は、児童生徒が抱える課題を多角的・多面的にとらえ、日々の学校生活における児童生徒の小さな変化に気づくことができる感性を磨き、速やかに対処できる行動力を身に付けます。また、気になる事案に対しては、教職員で情報を共有し、組織で対応します。

#### ② 教職員は人権感覚を高める

教職員は、児童生徒の人権感覚を育成するにあたり、あらゆる場面で正義感と正しい人権感覚をもたなければなりません。間違っても、教職員がいじめを助長するようなことがないように留意します。

#### ③ 授業の中で児童生徒を育てる

児童生徒に「自己指導力」を身に付けさせるために、授業の中で「自己存在感」「共感的人

間関係」「自己決定力」を育成します。そのために、教員はわかる授業、魅力ある授業を目指し、日々研鑽を積みみます。

④ 「心の教育」を重視する

教職員は、児童生徒一人一人が「自己肯定感」をもって、安心して学校生活を送れるように、学校の教育活動全体を通して「心の教育」に取り組みます。

⑤ 児童生徒とよりよい人間関係をつくる

教職員は、児童生徒の生活背景を十分に理解し、児童生徒の思いに寄り添うことで、よりよい関係を築きます。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する取り組みを組織的、実効的に行うため、複数の教職員、心理や福祉等の専門家等、関係者により構成される「いじめ防止対策委員会」を置きます。

第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 組織の役割

ア 各校の基本方針に基づき、取り組みの実施や年間計画の作成、実行、検証、修正を行います。

イ いじめの相談・通報の窓口となります。

ウ いじめの疑いがある場合、情報の迅速な収集と共有を図り、具体的な方策の検討と対応をします。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取り組みの具体化

以下、それぞれの事項の性質に応じた具体的ないじめ防止等に関する取り組みを、学校は行います。

① いじめの未然防止

学校においては、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進します。具体的には、

ア 児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努めます。

イ いじめを許さないという強い気持ちを持つことはもちろん、いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない行為です。児童生徒自身がいじめをより深く理解できるよう、あらゆる場面で啓発や学習をします。

ウ 道徳、特別活動を通して児童生徒の規範意識の向上を図り、集団の在り方等についての学習を深めます。

エ 児童生徒の情報モラル教育の充実を図り、インターネットやSNSなどの危険性を児童生

徒・保護者に知らせます。

オ 児童生徒の学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用します。

カ 教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することがないように、細心の注意を払います。

キ 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、改善・充実を図ります。

ク 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行います。

ケ 家庭、地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深めます。

## ② いじめの早期発見

いじめは、目の届きにくいところで発生していることが多いので、教職員は全力で実態把握に努めなければなりません。具体的には、

ア 児童生徒が発する小さなサインを見逃さないようにし、早期発見に努めるとともに、教職員間での情報交換を積極的に行う体制作りを行います。

イ 定期的に行うアンケート、生活ノート、個別面談等で、児童生徒の声に耳を傾けるとともに、日頃から話のしやすい関係作りを図ります。

ウ 連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等で、保護者と情報を共有する体制作りを行います。

エ 平素より、地域との連携を積極的に図り、気になる児童生徒の情報収集ができる関係を構築します。

オ 「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ことの意義と手段の周知を図ります。

## ③ いじめへの対処

「報告・連絡・相談」の徹底をするとともに、初期段階から組織的な対応を行い、対応チームの編成と対応の方針を速やかに決定し、教職員は役割分担に基づき対応します。

いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通すという姿勢を大切にします。また、簡単に解決したという判断をせず、解決後も継続して十分な注意を払い、折にふれ、いじめを受けた児童生徒、いじめた児童生徒に対して必要な指導を行います。

ア 本人、保護者、関係者等から聴き取り調査を行うなど、いじめ情報を把握し、事実確認を行います。

イ 「いじめ防止対策委員会」のメンバーが中心となり、対応チームの編成を行い、具体的な対応方針の決定と役割分担を行い、いじめ問題の解決に向けて組織的な対応を行います。また、必要に応じて、関係機関と連携をし、ケース会議等を実施します。

ウ いじめを受けた児童生徒に対し、安心して学校生活を過ごすことができるよう、見守り指導等具体的な支援を行います。場合によっては、スクールカウンセラーを勧めるなど、心のケアを行います。また、いじめを受けた児童生徒の保護者に対して説明責任を果たすとともに、必要に応じた支援を行います。

エ いじめた児童生徒に対し、「いじめはどんな理由があっても許されることではない」事を伝え、自分の行ったことをしっかりと振り返らせるなど、適切な指導を行います。また、いじめた児童生徒の保護者に対し、事実を伝えるとともに、親子でいじめ問題に向き合うことができ

るよう指導・助言を行います。

オ いじめを受けた児童生徒に対して、いじめ問題が解決しても継続的に声かけ、面談等を行い、新たなトラブルが生まれていないかを見守り、前向きに学校生活を過ごすことができるよう支援をします。

カ いじめた児童生徒に対して、いじめ問題が解決しても継続的に観察、声かけ、面談等を行い、立ち直りに向けて支援をします。

#### ④ 家庭・地域・関係機関との連携

学校における具体的ないじめ防止等に関する取り組みに加え、いじめ防止等のために学校と家庭、地域、関係機関との連携は欠かすことはできません。

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について連携した対策を推進していきます。

ア P T Aや地域の関係団体、学校運営協議会や青少年健全育成協議会等と連携し、いじめの問題をはじめとした、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

イ 保護者は、どの子どももいじめの加害者にも被害者にもなりうることを理解し、いじめをしないように指導するとともに、悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけます。

ウ 学校と家庭が連携し、相手を思いやる気持ちや規範意識を高める指導を行います。

エ 学校は、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機を含めたインターネット等の利用についての適切な指導を行うと共に、家庭は、インターネットを通じて行われるいじめを防止するよう、使い方についての約束をするなど、日頃から話題にしていきます。

オ いじめの未然防止から早期発見、いじめへの対処において、様々な立場から効果的に対応していくために、学校は平素から関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との連携を密にします。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ① 重大事態の意味

いじめによる重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(法第28条1項1号)」や「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(法第28条1項2号)」をいいます。この場合、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、次のケースが想定されます。

ア 児童生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

#### エ 精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については、年間30日を目安とし、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たります。

#### 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められているとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、動向の規定による調査および前項の規定における情報の提供について必要な指導および支援を行うものとする。

#### ② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合、教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。

#### ③ 調査の趣旨及び調査主体

ア 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止に資するために行うものです。

イ 報告を受けた教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。(フロー図参照)

ウ 学校主体の調査において、重大事態への対処及び同種の事態の発生を防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。

エ 学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。

#### ④ 調査を行うための組織

ア 教育委員会または学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設けます。

イ 教育委員会が調査を行う際には、「豊川市いじめ問題専門委員会」を招集し、これが調査にあたります。

ウ 学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられますが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられます。

#### ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

ア 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

イ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものです。

ウ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられます。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要です（例えば、質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要です。

エ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられます。

オ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要です。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（改訂版）（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとします。

カ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要があります。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

ア 学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。

イ これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

### ② 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

## (3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### ① 再調査

調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができます。再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

### ② 再調査の方法

再調査については、市長が「豊川市いじめ問題専門委員会」に聴取するなどの方法で実施します。

### ③ 調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、指導主事の派遣による重点的な支援、教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行います。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告します。報告内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなりますが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保します。

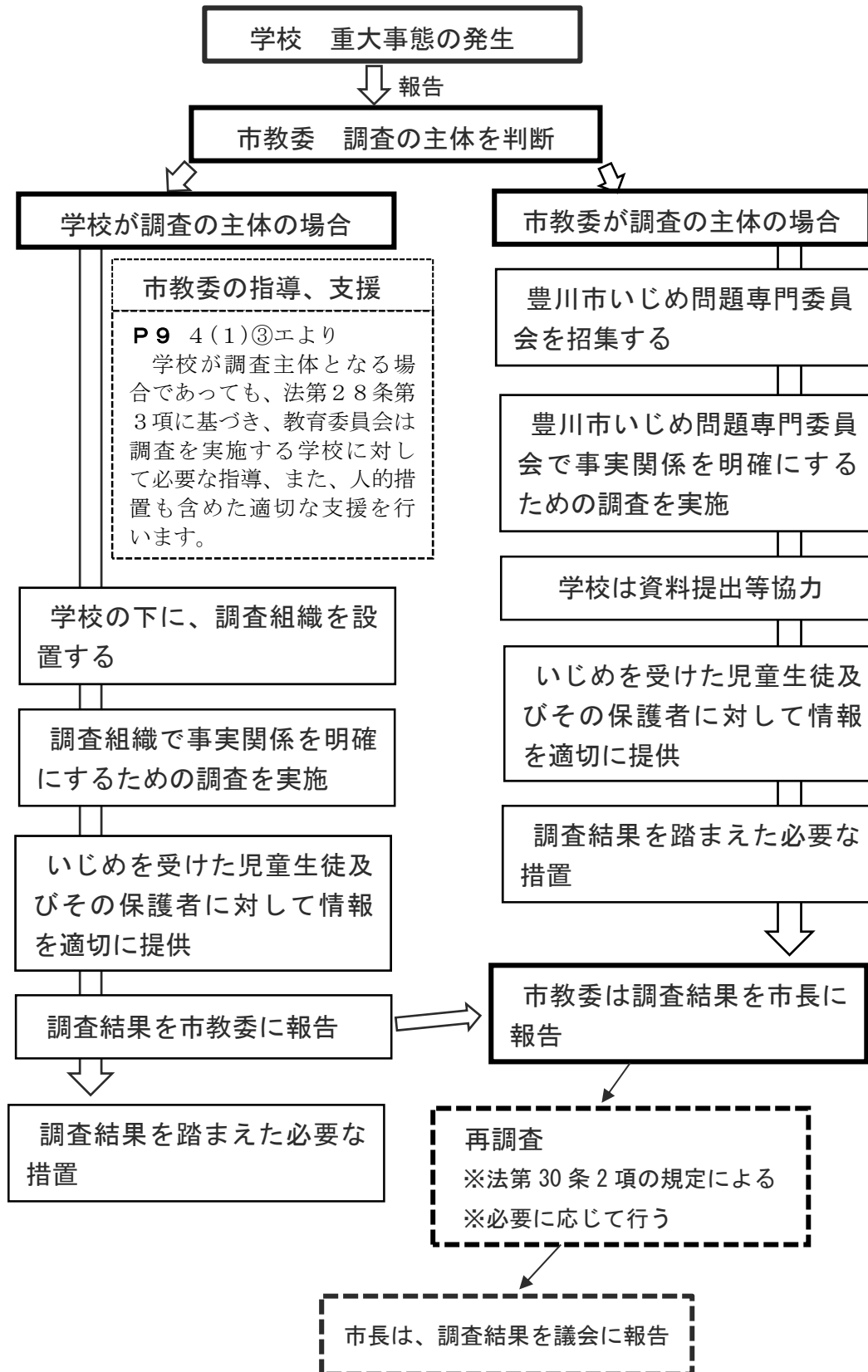
## 第3 施行日等

この基本方針は、平成29年4月1日から施行します。

また、国の基本方針の見直しに合わせ、必要に応じて見直すこととします。

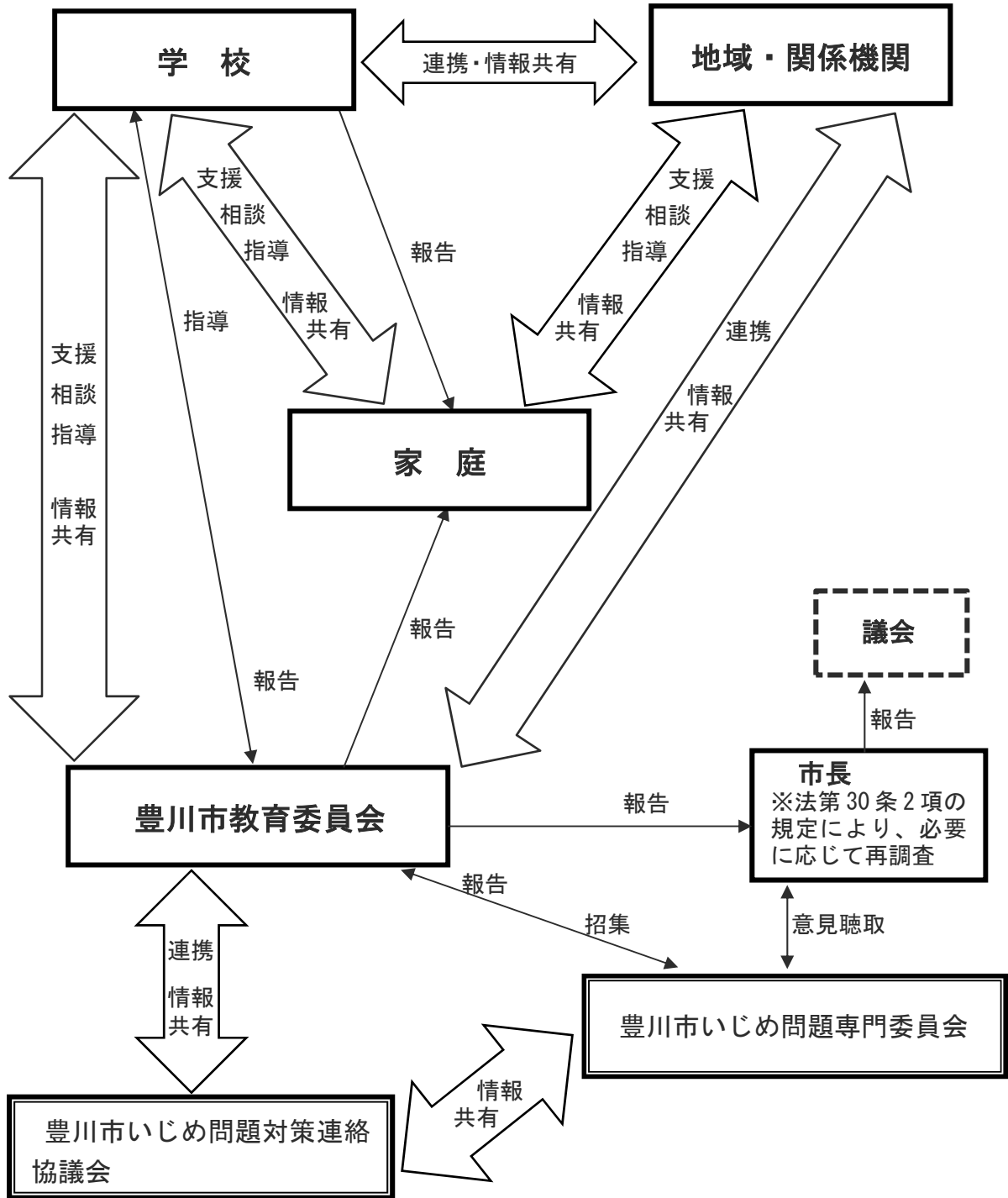


# 豊川市 重大事態対応フロー図



# 豊川市いじめ防止基本方針 フロー図

⇄ 日常的な連携      → 重大事態



豊川市いじめ防止基本方針

平成 2 9 年 3 月 策 定

豊川市教育委員会学校教育課